

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年5月16日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局熊本河川国道事務所長 森田 康夫

1 業務内容

- (1) 件名及び数量 平成29年度登記業務委託（単価契約 [司法書士]） 1式
- (2) 業務の特質等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成30年3月31日迄
- (4) 履行場所 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
九州地方整備局 熊本河川国道事務所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の申し立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。
 - ① 手続開始の決定を受けていること。
 - ② 手続開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか1箇所に提出していること。
 - ア）更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ）上記イ）に伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）
- (4) 司法書士法第68条に基づく公共嘱託登記司法書士協会または司法書士が2人以

上在籍する司法書士法第31条に基づく司法書士法人であること。

- (5) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）管内に本店・支店または営業所等が存在すること。
- (6) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省 九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課 建設専門官
電話096-382-1127（内線402）
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
 - ① 〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
国土交通省 九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課 建設専門官
電話096-382-1127（内線402）
 - ② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (3) 証明書等の提出期限 平成29年5月24日17時00分
- (4) 入札書の提出期限 平成29年6月15日17時00分
- (5) 開札の日時及び場所
平成29年6月16日10時30分
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所 入札室

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この競争に参加を希望する者は、必要な証明書類等を作成し、これを証明書等の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (4) 落札対象
必要な証明書等は、分任支出負担行為担当官において審査を行い、当該業務を適正に実施出来ると判断した当該証明書等に係る入札書のみを落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 詳細は入札説明書による。